

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産---定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金---広島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金---職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、広島県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (3) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)は作成していない。
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分設定していない。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|-------|-----------|-------------|
| 土地 | 24,067,639 | 0 | 0 | 24,067,639 |
| 建物 | 124,495,220 | 0 | 6,795,836 | 117,699,384 |
| 合 計 | 148,562,859 | 0 | 6,795,836 | 141,767,023 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

| | |
|----------|--------------|
| 建物(基本財産) | 94,865,330円 |
| 土地(基本財産) | 11,559,271円 |
| 計 | 106,424,601円 |

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)

2,800,000円

計

2,800,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 基本財産 | | | |
| 建物 | 216,573,335 | 98,873,951 | 117,699,384 |
| 小計 | 216,573,335 | 98,873,951 | 117,699,384 |
| その他の固定資産 | | | |
| 構築物 | 14,123,070 | 10,671,710 | 3,451,360 |
| 器具及び備品 | 58,689,766 | 43,689,792 | 14,999,974 |
| 権利 | 1,374,000 | 1,374,000 | 0 |
| ソフトウェア | 2,147,100 | 1,190,580 | 956,520 |
| 小計 | 76,333,936 | 56,926,082 | 19,407,854 |
| 合計 | 292,907,271 | 155,800,033 | 137,107,238 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|---------|---------------|----------|
| 事業未収金 | 370,720 | 0 | 370,720 |
| 合計 | 370,720 | 0 | 370,720 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし